

平成 21 年第 1 回
美唄市議会臨時会会議録
平成 21 年 1 月 27 日（火曜日）
午前 10 時 00 分 開会

◎議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定の件
- 第 3 諸般報告
- 第 4 議長報告
- 第 5 教育長就任の宣誓
- 第 6 議案第 1 号 美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件
- 第 7 議案第 2 号 美唄市給与条例の一部改正の件
- 第 8 議案第 3 号 職業訓練法人美唄情開発報学園北海道中央コンピュータ・カレッジ奨学資金条例制定の件
- 第 9 議案第 4 号 美唄市民会館管理条例の一部改正の件
- 第 10 議案第 5 号 美唄市勤労青少年ホーム条例廃止の件
- 第 11 議案第 6 号 美唄市地域体育館設置条例の一部改正の件
- 第 12 議案第 7 号 美唄市総合体育館条例の一部改正の件
- 第 13 議案第 8 号 美唄市営温水プール条例の一部改正の件
- 第 14 議案第 9 号 美唄市民交通傷害保障条

例廃止の件

- 第 15 議案第 10 号 美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件
- 第 16 議案第 11 号 美唄市税条例の一部改正の件
- 第 17 議案第 12 号 美唄市立生活館条例廃止の件
- 第 18 議案第 13 号 美唄市へき地保育所条例の一部改正の件
- 第 19 議案第 14 号 ピパオイの里プラザ条例の一部改正の件
- 第 20 議案第 15 号 美唄市駐車場条例の一部改正の件
- 第 21 議案第 16 号 美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件

◎出席議員（16 名）

- | | | |
|------|-----|-------|
| 議 長 | 林 | 国 夫 君 |
| 副議長 | 内馬場 | 克 康 君 |
| 1 番 | 吉 岡 | 文 子 君 |
| 2 番 | 森 川 | 明 君 |
| 3 番 | 五十嵐 | 聡 君 |
| 4 番 | 高 田 | 正 則 君 |
| 5 番 | 高 橋 | 幹 夫 君 |
| 6 番 | 阿 部 | 義 一 君 |
| 7 番 | 長谷川 | 吉 春 君 |
| 8 番 | 米 田 | 良 克 君 |
| 9 番 | 白 木 | 優 志 君 |
| 10 番 | 小 関 | 勝 教 君 |
| 11 番 | 土 井 | 敏 興 君 |
| 12 番 | 本 郷 | 幸 治 君 |
| 13 番 | 紫 藤 | 政 則 君 |

15番 谷村孝一君

◎出席説明員

市長	桜井道夫君
副市長	斎藤正紀君
総務部長	安田昌彰君
市民部長	岩本良一君
保健福祉部長兼福祉事務所長	中川直紀君
商工交流部長	岡嶋博文君
都市整備部長	山口隆慶君
総務部総務課長	小橋一夫君
総務部総務課総務係長	村上孝徳君

教育委員会委員長	白戸仁康君
教育委員会教育長	板東知文君
教育委員会教育部長	前田敏和君

◎事務局職員出席者

事務局長	藤井英昭君
次長	中平匡司君

午前10時00分 開会

●議長林 国夫君 ただいまより、本日をもって招集されました、平成21年第1回美唄市議会臨時会を開会いたします。

●議長林 国夫君 これより日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

5番、高橋幹夫議員、

6番、阿部義一議員、

を指名いたします。

●議長林 国夫君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日及び1月28日までの2日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長林 国夫君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって諸般報告を終わります。

●議長林 国夫君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって議長報告を終わります。

●議長林 国夫君 次に日程の第5、教育長就任の宣誓に入ります。

教育長。

●教育長板東知文君(登壇) 平成20年12月19日、教育長就任に当たり、美唄市まちづくり基本条例第18条第2項の規定に基づき宣誓を行います。

宣誓、私は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める教育長の職務とその重責を深く自覚し、本市の教育の振興に全力を傾注してまいります。

ここに主権が国民にあることを定めた日本

国憲法並びに教育の本旨を定めた教育基本法を尊重すると共に、美唄市まちづくり基本条例の理念と基本原則を遵守し、教育を通じ、地方自治の推進と市民福祉増進のため、公平公正かつ誠実に職務を遂行することを誓います。平成21年1月27日、美唄市教育委員会教育長板東知文。

どうぞよろしくお願いいたします。

●議長林 国夫君 これをもって教育長就任の宣誓を終わります。

●議長林 国夫君 次に日程の第6、議案第1号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件ないし日程の第20、議案第15号美唄市駐車場条例の一部改正の件の以上15件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第1号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、財政健全化計画に基づき特別職の給料などについて見直しを行うため改正するもので、私の給料月額を22.7%、副市長、教育長については11.6%削減し、期末手当については、年間支給率を4.45月から3.45月に、併せて役職加算を無くし、全体として私につきましては30%、副市長、

教育長につきましては20%の削減率とし、削減期間を平成21年度の1年間とするものであります。

次は、議案第2号美唄市給与条例の一部改正の件であります。

本件は、財政健全化計画に基づき、一般職の給料などについて見直しを行うため改正するもので、医師を除く3級以上の職員の給料月額を削減し、期末勤勉手当については、年間支給率を4.5月から3.5月に、併せて役職加算をなくし、削減期間を平成21年度の1年間とするものであります。

また、住居手当の月額を7,000円から2,500円に改定し、市内居住者については2,500円の加算を行う改定をするほか、障がい者福祉におけるノーマライゼーションの普及・啓発のうえで、「害」の字がマイナスイメージを与えることから、条例中「障害」の標記を「障がい」に改めるため必要な改正を行うものであります。

次は、議案第3号職業訓練法人美唄情報開発学園北海道中央コンピュータ・カレッジ奨学資金条例制定の件であります。

本件は、財政健全化計画に基づき、奨学資金貸付事業の見直しにより、現行の美唄市奨学資金条例を附則において廃止し、今まで本条例において貸付準用していた北海道中央コンピュータ・カレッジについては、同様の貸付を受けられるよう、新たに条例を制定するものであります。

また、奨学資金条例の廃止に伴い、関連する美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例を附則において改正するものであります。

次は、議案第４号美唄市民会館管理条例の一部改正の件であります。

本件は、財政健全化計画に基づき、市民会館の使用料について見直しを行うため改正するもので、大ホールの使用料を現行使用料から平均５０％引上げるものであります。

次は、議案第５号美唄市勤労青少年ホーム条例廃止の件であります。

本件は、財政健全化計画に基づき、公共施設の効率的な運営のため、勤労青少年ホームの供用を廃止することから条例を廃止し、併せて関連する議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例、美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例及び美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例を附則において改正するものであります。

次は、議案第６号美唄市地域体育館設置条例の一部改正の件であります。

本件は、財政健全化計画に基づき、公共施設の効率的な運営のため、東明地域体育館の供用を廃止するため改正するものであります。

次は、議案第７号美唄市総合体育館条例の一部改正の件であります。

本件は、財政健全化計画に基づき、総合体育館の使用料について見直しを行うため改正するもので、一般(大人)の使用料を現行使用料から平均３４％引上げるものであります。

次は、議案第８号美唄市営温水プール条例の一部改正の件であります。

本件は、財政健全化計画に基づき、公共施設の効率的な運営のため、温水プールの開館時間を見直すため改正するもので、閉館の時間を午後９時から午後８時に改めるものであ

ります。

次は、議案第９号美唄市民交通傷害保障条例廃止の件であります。

本件は、市民交通傷害保険の引受保険会社が平成２１年度以降の当該保険の販売停止を決定し、他の保険会社においても交通傷害保険の引受けができないことから条例を廃止するものであります。

次は、議案第１０号美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、財政健全化計画に基づき、し尿汲取手数料について見直しを行うため改正するもので、し尿汲取手数料を１０リットル当たり５５円から７０円に引上げるものであります。

次は、議案第１１号美唄市税条例の一部改正の件であります。

本件は、財政健全化計画に基づき、固定資産税及び軽自動車税について見直しを行うため改正するもので、固定資産税の税率を１００分の１．４５から１００分の１．５０に引上げ、軽自動車税の税率を現行から２０％引上げるものであります。

次は、議案第１２号美唄市立生活館条例廃止の件であります。

本件は、財政健全化計画に基づき、公共施設の効率的な運営のため、生活館の用途を廃止することから条例を廃止し、併せて関連する美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例を附則において改正するものであります。

次は、議案第１３号美唄市へき地保育所条例の一部改正の件であります。

本件は、財政健全化計画に基づき、へき地保育所保育料について見直しを行うため改正するもので、保育料を平均7.7%引き上げるほか、国の基準に合わせ実施している保育料階層区分及び保育料の調整方法についても認可保育所と同様に改正するものであります。

次は、議案第14号ピパオイの里プラザ条例の一部改正の件であります。

本件は、財政健全化計画に基づき、ピパオイの里プラザ使用料について見直しを行うため改正するもので、使用料を平均53%引き上げることとし、併せて利用者の利便性を図るため、使用の規定時間の変更及び開館時間について、利用実態に応じた時間とするため改正するものであります。

次は、議案第15号美唄市駐車場条例の一部改正の件であります。

本件は、財政健全化計画に基づき、公共施設の効率的な運営のため及び中心市街地の活性化を図るため、道営住宅の建設予定地であります中央駐車場の供用を廃止するため改正するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明のありました、議案第1号ないし議案第15号の以上15件については大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上審査することといたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより議案第1号ないし議案第15号の

以上15件について一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって第議案1号ないし議案第15号の以上15件についての一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第1号ないし議案第8号の以上8件は総務・文教委員会に、議案第9号ないし議案第15号の以上7件は、産業・厚生委員会にそれぞれ付託の上審査することに決定いたしました。

●議長林 国夫君 次に日程の第21、議案第16号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

15番、谷村孝一議員。

●15番谷村孝一議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第16号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、本市の厳しい財政事情を勘案し、平成21年度の期末手当を報酬月額3.1月に減額するため、役職加算の凍結と共に、6月及び12月の支給割合などについて、必要な改正を行うものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明のありました議案第16号について**質疑**を行いません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより**討論**を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより**採決**いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 16 号美唄市議会議員の議**

員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部

改正の件は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前 10 時 15 分 散会